

行 政 監 查

目 次

行政監査結果報告書

第1	監査のテーマ及び実施概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の実施概要	1
(1)	監査の着眼点	1
(2)	監査の対象	1
(3)	監査の方法	1
(4)	監査の期間	1
第2	監査対象部局等の備品の概要	2
1	物品の管理等	2
2	物品の定義及び区分	2
(1)	物品の定義	2
(2)	物品の区分	2
(3)	備品の分類	2
3	所得価格50万円以上の備品の保有状況	3
(1)	部局等の分類別保有状況	3
(2)	部局等の経過年数別保有状況	6
(3)	部局等の取得区分別保有状況	8
(4)	備品の使用状況	9
第3	監査の結果	10
1	備品の管理について	10
(1)	備品の標印	10
(2)	備品の登録	10
(3)	備品の保管	11
(4)	備品の廃棄	11
(5)	備品の検査	11
2	備品の活用について	12
(1)	長期間活用していない備品	12
(2)	故障等のため活用していない備品	13
3	まとめ	14
第4	意見	15

高知市監査委員定期監査等結果に係る取扱基準

区分	評価の基準
指摘	<p>次の事項に該当し、改善等を要するもので、監査委員が、措置通知を求めることが必要であると認めるもの</p> <p>(1) 法令等（条例，規則，要綱，要領，基準等を含む。以下同じ。）に違反する事務手続で，市又はその他の者に損害を与え，又は与えるおそれのあるもの</p> <p>(2) 正確性，経済性，効率性，有効性等に欠如又は疑義があり，改善等を要する事務手続</p> <p>(3) 行財政運営，内部統制及びリスク管理の面で改善等を要する事務手続</p> <p>(4) 事務手続上の誤りであるが常態化しており，何らかの改善を要するもの</p> <p>(5) その他，監査委員が，指摘事項とすることが必要であると認めるもの</p>
指導	<p>指摘の(1)から(4)までに掲げるもののうち，事務手続上の軽微な誤り等のほか，監査委員が，指導することが必要であると認めるもの</p>
意見	<p>(1) 経済性，効率性及び有効性並びに内部統制の観点から検討する必要があると認めるもの</p> <p>(2) その他監査委員が，特に要望する必要があると認めるもの</p>
勧告	<p>定期監査等の結果に関する報告のうち，監査委員が，議会，長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認めるもの</p>

6 重高監第 2 号

令和 6 年 4 月 12 日

様

高知市監査委員	細川哲也
高知市監査委員	金子努
高知市監査委員	山根堂宏
高知市監査委員	浜口卓也

令和 5 年度行政監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による行政監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

行政監査結果報告書

第1 監査のテーマ及び実施概要

1 監査のテーマ

備品の管理・活用状況等について

2 監査の目的

物品は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第237条第1項の規定により普通地方公共団体の財産の一つとされ、地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条の規定によれば「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」とされている。

厳しい財政状況が続いている本市において、保有する物品は貴重な財産であり、適切な管理が求められるほか、有効に活用することも必要である。

そこで、本市の保有する物品のうち備品の現状について把握し、それらが適切に管理・活用されているかを調査、検証するとともに、今後の備品に関する事務の適正な執行に資することを目的に監査を実施することとした。

3 監査の実施概要

(1) 監査の着眼点

監査に当たっては、合規性及び有効性の観点から特に以下の項目に着眼して実施した。

ア 備品の管理は適切に行われているか

イ 備品は有効に活用されているか

(2) 監査の対象

監査に当たっては、令和5年度定期監査において対象となる6部1局51課等（以下「部局等」という。）が所管している備品のうち、公用車及び消防局が所管する物品で専ら消防活動等に用いるものを除く取得価格（取得価格がないものにあつては評価額。以下「取得価格」という。）が50万円以上の備品のほか、特に管理が必要と思われる50万円未満の備品を対象とした。

(3) 監査の方法

監査に当たっては、部局等から提出された調査表を集計・分析するほか、現地調査、関係書類との突合による調査及びその他必要と認める手続によって監査した。

(4) 監査の期間

令和5年9月1日から令和6年3月28日まで

第2 監査対象部局等の備品の概要

1 物品の管理等

本市における物品の取得、管理及び処分に関しては、法や地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他に定めがあるものを除くほか、物品会計規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）や各種マニュアルを定めており、これらの法令等に基づいて、物品管理者（規則第2条第2号に規定する物品管理者をいう。以下同じ。）が物品の管理等を行っている。

2 物品の定義及び区分

(1) 物品の定義

物品の定義については、法第239条第1項の規定によれば、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）とされている。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

(2) 物品の区分

物品の区分については、規則第5条第1項の規定によれば、次に掲げる区分により分類整理しなければならないとされている。

- | | |
|---------|---|
| ア 備品 | その性質及び形状を変えることなく、長期間継続して使用保存できるもの及びその性質上消耗品に属するものであるが形状の永続性のある標本又は陳列品の類 |
| イ 消耗品 | その性質が使用することによって消耗され、若しくは毀損されやすいもの又は長期の保存に耐えないもので本来消耗されることを目的とするもの |
| ウ 動植物 | 各種動植物 |
| エ 原材料品 | 生産、工作、工事等の用に供され、製作品、建造物等の実体となるもの |
| オ 生産品 | 各種生産品、製作品 |
| カ 借入品 | 他から借用し、使用のために保管するもの |
| キ 不用品 | 使用の目的がなくなり、売却処分をするか、廃棄処分をしようとするもの |
| ク その他物品 | 前各号のいずれにも属しないもの |

ただし、同条第3項の規定によれば、備品のうち、1品の価格が10万円未満のもの及び管財課長が特に必要と認めるものについては、同条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、これを消耗品とみなすとされている。

(3) 備品の分類

備品の分類については、規則第5条第2項の規定によれば、市長が別に定めるとされており、次のように分類されている。

- ア 一般設備類
- イ 事務用機器類
- ウ 計量・測定・理化学機器類
- エ 電気・通信・化学機器類
- オ 住宅設備類
- カ 厨房機器類

- キ 消防及び保安機器類
- ク 産業用機器類
- ケ 車両及び船舶類
- コ 医療機器類
- サ 教材教具及び遊具類
- シ 体育用具類
- ス 音楽機器類
- セ 芸術及び工芸品類
- ソ 図書類

なお、取得価格が100万円以上の備品については、規則第6条の規定によれば、令第166条第2項に規定する財産に関する調書に記載する物品（以下「重要物品」という。）とされている。

3 取得価格50万円以上の備品の保有状況

(1) 部局等の分類別保有状況

部局等の分類別保有状況は表1のとおりであり、令和5年6月30日現在、取得価格が50万円以上の備品の総数は768件となっている。

所管部署別にみると、件数では、総務部文化振興課が153件と最も多く、次いで市民協働部スポーツ振興課が151件、健康福祉部生活食品課が111件の順となっており、金額では、文化振興課が579,940,604円と最も大きく、次いで生活食品課が261,259,072円、スポーツ振興課が259,543,950円の順となっている。件数及び金額のいずれにおいてもこれらの3課で全体の過半数を占めているが、これは大型の施設を所管していたり、1件で一千万円を超える高額な計量・測定・理化学機器類、電気・通信・化学機器類や体育用具類を保有していたりしているためである。一方、総務部政策企画課をはじめ、51課等のうち19課等が取得価格50万円以上の備品を所管していない。

分類別にみた件数では、一般設備類が163件で最も多く、車両及び船舶類と図書類がそれぞれ1件で最も少なくなっている。また、金額では、芸術及び工芸品類（以下「美術品」という。）が379,699,740円で最も大きく、図書類が600,000円で最も少なくなっている。

表 1 部局等の分類別保有状況

所管部署		一般設備類		事務用機器類		計量・測定・ 理化学機器類		電気・通信・ 化学機器類		住宅設備類		厨房機器類		消防及び 保安機器類	
部局	課等	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格
総務部	政策企画課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域活性推進課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	638,000	0	0	0
	広聴広報課	3	3,871,780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	秘書課	1	554,510	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	情報政策課	4	3,229,150	9	20,447,350	0	0	3	6,289,000	0	0	0	0	0	0
	文化振興課	59	62,261,782	2	1,160,720	0	0	48	83,491,220	15	25,130,928	0	0	0	0
	民権・文化財課	7	19,878,544	0	0	2	1,534,760	13	30,406,846	0	0	0	0	0	0
	総務課	9	54,957,250	0	0	0	0	0	0	5	3,890,663	0	0	2	5,961,000
	人事課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書法制課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行政改革推進課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
契約課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	83	144,753,016	11	21,608,070	2	1,534,760	64	120,187,066	20	29,021,591	1	638,000	2	5,961,000
防災対策部	防災政策課	2	1,814,400	0	0	0	0	4	92,409,500	0	0	0	0	0	0
	地域防災推進課	35	18,094,780	0	0	0	0	13	13,796,000	0	0	2	1,012,000	5	4,125,000
	計	37	19,909,180	0	0	0	0	17	106,205,500	0	0	2	1,012,000	5	4,125,000
財務部	財政課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財産政策課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管財課	0	0	2	3,247,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	税務管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市民税課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資産税課	0	0	1	1,815,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	3	5,062,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民協働部	地域コミュニティ推進課	1	661,500	0	0	0	0	3	4,599,000	0	0	0	0	0	0
	交通戦略課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	くらし・交通安全課	3	3,187,999	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	スポーツ振興課	0	0	1	1,030,700	2	1,155,400	31	30,235,076	2	1,596,780	1	525,000	1	8,208,000
	人権同和・男女共同参画課	1	2,047,500	0	0	0	0	0	0	2	1,962,792	0	0	0	0
	中央窓口センター	0	0	16	20,977,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	斎場	0	0	0	0	0	0	1	575,640	0	0	2	2,857,440	0	0
	地籍調査課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	5,896,999	17	22,008,200	6	1,155,404	35	35,409,716	4	3,559,572	3	3,382,440	1	8,208,000
健康福祉部	健康福祉総務課	0	0	0	0	0	0	1	892,500	0	0	0	0	0	0
	地域共生社会推進課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	指導監査課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	保険医療課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地域保健課	10	5,939,850	7	7,561,500	0	0	2	3,094,350	0	0	0	0	1	516,600
	生活食品課	22	17,710,975	1	695,730	72	216,777,312	6	12,755,505	2	1,000,000	1	4,125,000	0	0
	健康増進課	3	2,203,780	0	0	3	2,812,320	3	2,525,250	0	0	0	0	0	
	障がい福祉課	1	1,220,100	0	0	0	0	3	2,390,000	1	567,000	0	0	0	0
	声と点字の図書館	0	0	1	1,381,320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高齢者支援課	0	0	0	0	0	0	2	2,478,000	0	0	0	0	0	0
	基幹型地域包括支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉管理課	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,867,000	1	882,000	0	0
	第一福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第二福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	36	27,074,705	9	9,638,550	75	219,589,632	17	24,135,605	5	3,434,000	2	5,007,000	1	516,600	
環境部	新エネルギー・環境政策課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境施設対策課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境保全課	0	0	0	0	38	78,197,806	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物対策課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境業務課	1	637,200	0	0	0	0	1	568,700	0	0	0	0	0	0
	清掃工場	1	913,680	1	1,018,600	14	21,706,460	0	0	0	0	0	0	0	0
	東部環境センター	0	0	0	0	3	2,685,200	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	1,550,880	1	1,018,600	55	102,589,466	1	568,700	0	0	0	0	0	0	
消防局	消防局	0	0	0	0	1	699,283	10	7,042,761	0	0	0	0	1	1,082,000
合計		163	199,184,780	41	59,335,420	139	325,568,545	144	293,549,348	29	36,015,163	8	10,039,440	10	19,892,600

(注1) 件数及び取得価格は、部局等から提出された調査表に記載のものであり、以下の備品に係るものを含む。

- ・ 正確な取得価格が不明のため取得価格を1円としているが、50万円以上と見込まれる、市民協働部くらし・交通
- ・ 処分済みの備品を物品台帳に登録しているもの及び取得していない備品を登録しているもの

(注2) 防災対策部防災政策課の「車両及び船舶類」の1件は、津波避難救命艇である。

(令和5年6月30日現在) (単位: 件, 円)

産業用機器類		車両及び船舶類		医療機器類		教材教具及び遊具類		体育用具類		音楽機器類		芸術及び工芸品類		図書類		合計	
件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	638,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3,871,780	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	19,640,000	1	600,000	12	20,794,510	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	29,965,500	
5	3,958,500	0	0	1	1,490,410	2	3,473,720	0	0	15	47,923,324	6	351,050,000	0	0	153	579,940,604
0	0	0	0	0	0	1	500,000	0	0	0	1	682,500	0	0	24	53,002,650	
11	105,672,300	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,000,000	3	8,327,240	0	0	31	180,808,453
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	109,630,800	0	0	1	1,490,410	3	3,973,720	0	0	16	49,923,324	20	379,699,740	1	600,000	240	869,021,497
1	800,000	1	9,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	104,023,900
2	1,160,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	38,187,780	
3	1,960,000	1	9,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	142,211,680	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3,247,000	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,815,000	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5,062,000	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5,260,500	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	777,000	0	0	0	0	0	0	0	8	3,965,003	
20	36,566,429	0	0	0	0	0	0	93	180,226,565	0	0	0	0	0	151	259,543,950	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4,010,292	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	20,977,500	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3,433,080	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	36,566,429	0	0	0	0	1	777,000	93	180,226,565	0	0	0	0	0	185	297,190,325	
0	0	0	0	6	24,231,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	25,124,400	
0	0	0	0	0	0	1	5,922,000	0	0	0	0	0	0	0	1	5,922,000	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	12	28,107,827	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	45,220,127	
0	0	0	0	7	8,194,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	261,259,072	
0	0	0	0	6	10,397,320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	17,938,670	
4	4,106,400	0	0	2	2,529,120	0	0	1	849,450	1	710,000	0	0	0	13	12,372,070	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,381,320	
3	2,154,058	0	0	6	7,394,940	0	0	0	0	2	2,058,000	0	0	0	13	14,084,998	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2,749,000	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	6,260,458	0	0	39	80,855,657	1	5,922,000	1	849,450	3	2,768,000	0	0	0	196	386,051,657	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	4,329,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,329,000	
1	1,023,750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	79,221,556	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	685,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1,891,700	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	23,638,740	
1	553,110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3,238,310	
5	6,591,660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	112,319,306	
3	2,284,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	11,108,544	
54	163,293,847	1	9,000,000	40	82,346,067	5	10,672,720	94	181,076,015	19	52,691,324	20	379,699,740	1	600,000	768	1,822,965,009

安全課の「計量・測定・理化学機器類」4件(4円)と「一般設備類」のうち1件(1円)

(2) 部局等の経過年数別保有状況

部局等の経過年数別の保有状況は表2のとおりである。令和5年6月30日現在、件数では、取得満のものが586,493,082円と最も大きくなっている。なお、取得から20年以上経過した備品は、めている。

このうち、現存する備品のうち経過年数が最長のものは、くらし・交通安全課が所管する流量取得から50年以上経過しており、正確な金額が不明であるため、それぞれ1円としている。

表2 部局等の経過年数別保有状況

所管部署		5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 15年未満	
部局	課等	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格
総務部	政策企画課	0	0	0	0	0	0
	地域活性推進課	1	638,000	0	0	0	0
	広聴広報課	3	3,871,780	0	0	0	0
	秘書課	1	554,510	0	0	1	840,000
	情報政策課	2	5,764,000	7	16,353,300	0	0
	文化振興課	54	90,633,660	3	1,871,424	0	0
	民権・文化財課	1	734,800	18	48,537,790	0	0
	総務課	6	37,271,850	6	8,890,663	0	0
	人事課	0	0	0	0	0	0
	文書法制課	0	0	0	0	0	0
	行政改革推進課	0	0	0	0	0	0
	契約課	0	0	0	0	0	0
	計	68	139,468,600	34	75,653,177	1	840,000
防災対策部	防災政策課	1	800,000	3	10,814,400	2	75,399,500
	地域防災推進課	43	23,811,780	14	14,376,000	0	0
	計	44	24,611,780	17	25,190,400	2	75,399,500
財務部	財政課	0	0	0	0	0	0
	財産政策課	0	0	0	0	0	0
	管財課	0	0	0	0	0	0
	税務管理課	0	0	0	0	0	0
	市民税課	0	0	0	0	0	0
	資産税課	1	1,815,000	0	0	0	0
	計	1	1,815,000	0	0	0	0
市民協働部	地域コミュニティ推進課	0	0	0	0	4	5,260,500
	交通戦略課	0	0	0	0	0	0
	くらし・交通安全課	2	3,187,998	0	0	0	0
	スポーツ振興課	30	38,450,550	32	85,696,614	7	4,245,675
	人権同和・男女共同参画課	0	0	2	1,962,792	0	0
	中央窓口センター	15	20,295,000	0	0	0	0
	斎場	0	0	2	2,053,080	1	1,380,000
	地籍調査課	0	0	0	0	0	0
計	47	61,933,548	36	89,712,486	12	10,886,175	
健康福祉部	健康福祉総務課	1	6,930,000	1	5,447,400	3	5,554,500
	地域共生社会推進課	0	0	0	0	0	0
	指導監査課	0	0	0	0	0	0
	介護保険課	0	0	0	0	0	0
	保険医療課	0	0	0	0	0	0
	地域保健課	1	2,310,000	6	9,433,800	23	28,008,977
	生活食品課	30	51,673,846	1	3,996,000	56	161,459,486
	健康増進課	0	0	0	0	1	648,480
	障がい福祉課	2	1,126,400	1	2,470,000	0	0
	声と点字の図書館	0	0	1	1,381,320	0	0
	高齢者支援課	0	0	0	0	0	0
	基幹型地域包括支援センター	0	0	0	0	0	0
	福祉管理課	0	0	1	1,197,000	1	882,000
	第一福祉課	0	0	0	0	0	0
	第二福祉課	0	0	0	0	0	0
計	34	62,040,246	11	23,925,520	84	196,553,443	
環境部	新エネルギー・環境政策課	0	0	0	0	0	0
	環境施設対策課	1	3,300,000	0	0	0	0
	環境保全課	4	7,609,600	9	20,754,876	10	32,923,800
	廃棄物対策課	0	0	0	0	0	0
	環境業務課	1	568,700	2	1,323,000	0	0
	清掃工場	5	4,152,600	6	12,511,800	3	5,040,000
	東部環境センター	2	1,185,800	0	0	0	0
計	13	16,816,700	17	34,589,676	13	37,963,800	
消防局	消防局全体	1	691,200	6	4,236,861	1	1,039,500
合計		208	307,377,074	121	253,308,120	113	322,682,418

から5年未満のものが208件（307,377,074円）と最も多く、金額では、取得から20年以上25年未
250件（820,742,459円）となっており、総数768件（1,822,965,009円）の32%、金額の45%を占

計（プロパンガスメーター及び水道メーター）2件であるが、取得価格については、昭和44年の

（令和5年6月30日現在）（単位：件、円）

15年以上 20年未満		20年以上 25年未満		25年以上 30年未満		30年以上		合計	
件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1	638,000
0	0	0	0	0	0	0	0	3	3,871,780
1	600,000	0	0	1	3,000,000	8	15,800,000	12	20,794,510
1	997,500	2	2,824,500	2	2,569,850	2	1,456,350	16	29,965,500
27	46,271,772	60	430,356,776	7	9,241,672	2	1,565,300	153	579,940,604
0	0	1	682,500	1	799,960	3	2,247,600	24	53,002,650
3	5,327,240	0	0	1	10,918,000	15	118,400,700	31	180,808,453
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	53,196,512	63	433,863,776	12	26,529,482	30	139,469,950	240	869,021,497
1	12,810,000	1	4,200,000	0	0	0	0	8	104,023,900
0	0	0	0	0	0	0	0	57	38,187,780
1	12,810,000	1	4,200,000	0	0	0	0	65	142,211,680
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	1,753,500	1	1,493,500	0	0	2	3,247,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,815,000
0	0	1	1,753,500	1	1,493,500	0	0	3	5,062,000
0	0	0	0	0	0	0	0	4	5,260,500
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	777,000	0	0	0	0	5	5	8	3,965,003
17	17,386,366	51	97,432,465	3	5,259,800	11	11,072,480	151	259,543,950
0	0	1	2,047,500	0	0	0	0	3	4,010,292
0	0	1	682,500	0	0	0	0	16	20,977,500
0	0	0	0	0	0	0	0	3	3,433,080
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	18,163,366	53	100,162,465	3	5,259,800	16	11,072,485	185	297,190,325
2	7,192,500	0	0	0	0	0	0	7	25,124,400
1	5,922,000	0	0	0	0	0	0	1	5,922,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	2	5,467,350	0	0	0	0	32	45,220,127
3	2,260,650	15	17,144,950	6	24,724,140	0	0	111	261,259,072
6	5,295,570	1	609,000	7	11,385,620	0	0	15	17,938,670
1	500,000	7	5,980,500	1	1,585,170	1	710,000	13	12,372,070
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,381,320
9	10,586,940	3	2,938,058	0	0	1	560,000	13	14,084,998
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	670,000	3	2,749,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	31,757,660	28	32,139,858	14	37,694,930	3	1,940,000	196	386,051,657
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	1,029,000	0	0	0	0	2	4,329,000
2	1,428,000	8	10,530,500	3	3,526,180	3	2,448,600	39	79,221,556
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	3	1,891,700
0	0	0	0	0	0	2	1,934,340	16	23,638,740
1	1,499,400	0	0	0	0	1	553,110	4	3,238,310
3	2,927,400	9	11,559,500	3	3,526,180	6	4,936,050	64	112,319,306
0	0	4	2,813,983	0	0	3	2,327,000	15	11,108,544
76	118,854,938	159	586,493,082	33	74,503,892	58	159,745,485	768	1,822,965,009

(3) 部局等の取得区分別保有状況

部局等の取得区分別の保有状況は表3のとおりであり、令和5年6月30日現在、最も多いものは「購入」で567件（968,178,596円）となっている。なお、「その他取得」181件（477,057,663円）の内容としては、市町村合併による編入等の事由によるものなどとなっている。

表3 部局等の取得区分別保有状況 (令和5年6月30日現在) (単位：件，円)

所管部署		購入		寄附		その他取得		合計	
部局	課等	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格
総務部	政策企画課	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域活性推進課	1	638,000	0	0	0	0	1	638,000
	広聴広報課	3	3,871,780	0	0	0	0	3	3,871,780
	秘書課	4	2,754,510	2	1,440,000	6	16,600,000	12	20,794,510
	情報政策課	16	29,965,500	0	0	0	0	16	29,965,500
	文化振興課	74	99,750,722	8	354,519,350	71	125,670,532	153	579,940,604
	民権・文化財課	24	53,002,650	0	0	0	0	24	53,002,650
	総務課	11	41,162,513	4	9,797,400	16	129,848,540	31	180,808,453
	人事課	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書法制課	0	0	0	0	0	0	0	0
	行政改革推進課	0	0	0	0	0	0	0	0
	契約課	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		133	231,145,675	14	365,756,750	93	272,119,072	240
防災対策部	防災政策課	1	12,810,000	2	9,800,000	5	81,413,900	8	104,023,900
	地域防災推進課	53	36,015,780	4	2,172,000	0	0	57	38,187,780
	計	54	48,825,780	6	11,972,000	5	81,413,900	65	142,211,680
財務部	財政課	0	0	0	0	0	0	0	0
	財産政策課	0	0	0	0	0	0	0	0
	管財課	1	1,753,500	0	0	1	1,493,500	2	3,247,000
	税務管理課	0	0	0	0	0	0	0	0
	市民税課	0	0	0	0	0	0	0	0
	資産税課	1	1,815,000	0	0	0	0	1	1,815,000
	計	2	3,568,500	0	0	1	1,493,500	3	5,062,000
市民協働部	地域コミュニティ推進課	4	5,260,500	0	0	0	0	4	5,260,500
	交通戦略課	0	0	0	0	0	0	0	0
	くらし・交通安全課	3	3,964,998	0	0	5	5	8	3,965,003
	スポーツ振興課	98	171,067,024	0	0	53	88,476,926	151	259,543,950
	人権同和・男女共同参画課	3	4,010,292	0	0	0	0	3	4,010,292
	中央窓口センター	14	17,347,500	0	0	2	3,630,000	16	20,977,500
	斎場	3	3,433,080	0	0	0	0	3	3,433,080
	地籍調査課	0	0	0	0	0	0	0	0
計	125	205,083,394	0	0	60	92,106,931	185	297,190,325	
健康福祉部	健康福祉総務課	5	17,931,900	0	0	2	7,192,500	7	25,124,400
	地域共生社会推進課	1	5,922,000	0	0	0	0	1	5,922,000
	指導監査課	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0
	保険医療課	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域保健課	32	45,220,127	0	0	0	0	32	45,220,127
	生活食品課	111	261,259,072	0	0	0	0	111	261,259,072
	健康増進課	9	9,097,150	0	0	6	8,841,520	15	17,938,670
	障がい福祉課	9	10,035,670	0	0	4	2,336,400	13	12,372,070
	声と点字の図書館	1	1,381,320	0	0	0	0	1	1,381,320
	高齢者支援課	10	11,372,498	0	0	3	2,712,500	13	14,084,998
	基幹型地域包括支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉管理課	1	882,000	0	0	2	1,867,000	3	2,749,000
	第一福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0
	第二福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0
計	179	363,101,737	0	0	17	22,949,920	196	386,051,657	
環境部	新エネルギー・環境政策課	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境施設対策課	2	4,329,000	0	0	0	0	2	4,329,000
	環境保全課	39	79,221,556	0	0	0	0	39	79,221,556
	廃棄物対策課	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境業務課	3	1,891,700	0	0	0	0	3	1,891,700
	清掃工場	11	16,664,400	0	0	5	6,974,340	16	23,638,740
	東部環境センター	4	3,238,310	0	0	0	0	4	3,238,310
計	59	105,344,966	0	0	5	6,974,340	64	112,319,306	
消防局	消防局全体	15	11,108,544	0	0	0	0	15	11,108,544
合計		567	968,178,596	20	377,728,750	181	477,057,663	768	1,822,965,009

(4) 備品の使用状況

備品の使用状況は表4のとおりである。令和5年6月30日現在、取得価格が50万円以上の備品の使用状況のうち、最も多いものは「供用中（使用・展示・貸出中）」で691件（1,645,719,387円）となっており、件数、金額ともに全体の約90%を占めている。次いで、件数では「直近1年間に使用実績がなく倉庫等に保管中」が32件（52,401,750円）、「故障等のため廃棄予定」が14件（10,690,383円）の順となっており、金額では「所在不明」が13件（80,069,029円）、「直近1年間に使用実績がなく倉庫等に保管中」が32件（52,401,750円）の順となっている。

表4 備品の使用状況

(令和5年6月30日現在) (単位: 件, 円)

備品の使用状況	件数	取得価格
供用中(使用・展示・貸出中)	691	1,645,719,387
故障等のため修理予定	1	849,450
故障等のため廃棄予定	14	10,690,383
故障等のため倉庫等に保管中	6	11,613,210
1年内前から保管中	0	0
1～2年前から保管中	1	800,000
3年以上前から保管中	5	10,813,210
修理中	0	0
直近1年間に使用実績がなく倉庫等に保管中	32	52,401,750
今後使用することが見込まれるため保管中	17	11,433,400
所管替えを検討中	0	0
返納を検討中	1	957,900
廃棄を検討中	5	9,616,000
廃棄に費用がかかるため保管	3	4,868,950
補助金等の特定財源で購入しているため保管	0	0
売却を検討中	0	0
廃棄するのがもったいなくとりあえず保管している	3	12,829,000
その他(予備等)	3	12,696,500
直近1年間に展示実績がなく倉庫等に保管中	10	19,400,000
一度も展示していない	0	0
1～2年前から保管中	0	0
3年以上前から保管中	10	19,400,000
廃棄手続中	1	2,221,800
所在不明	13	80,069,029
盗難のため	0	0
紛失のため	0	0
廃棄はしているが手続未処理	12	79,439,343
その他(二重登録)	1	629,686
合 計	768	1,822,965,009

第3 監査の結果

1 備品の管理について

(1) 備品の標印

規則第34条の規定によれば、物品管理者は、所管する備品を整理するとともに、備品には1品ごとに備品整理標識、金属板、焼印、彫刻その他品質にかなった方法により、品名、役所名又は課等の名称等を標示しなければならない。ただし、標示し難いものについては、この限りでないとされている。

そこで、備品の標印の状況について監査したところ、備品整理標識以外の方法で標印している備品はなかったが、表5のとおり、備品整理標識による標印を適切に行っていない事態が5部局6課等69件（194,962,883円）と多数見受けられ、その内訳についてみると、備品整理標識を作成しているにもかかわらず、理由なく貼付していないものが5部局6課等51件（179,155,440円）、備品整理標識を作成していないものが1部局1課等18件（15,807,443円）となっている。

表5 備品の標印が不適切な事態（令和5年6月30日現在）（単位：部局、課等、件、円）

区 分	部局	課等	件数	取得価格
備品整理標識を理由なく貼付していない	5	6	51	179,155,440
備品整理標識を作成していない	1	1	18	15,807,443
合 計	5	6	69	194,962,883

(注)部局及び課等の合計は、各区分で重複するものを除いている。

(2) 備品の登録

規則第28条第1項の規定によれば、物品の出納については、物品の属すべき分類を明らかにして、物品台帳（中略）に記し、物品の授受を明確にしなければならないとされており、同条第2項の規定によれば、物品台帳への記録は、その記録原因の発生の都度、直ちにしなければならない（以下略）とされている。

そこで、備品の登録状況について監査したところ、表6のとおり、購入した備品について台帳に登録していない事態が1部局1課等1件（2,310,000円）見受けられ、約6か月の期間にわたり未登録となっていた。

また、処分済みの備品を登録したままにしている事態が1部局2課等12件（79,439,343円）、取得していない備品を登録している事態が1部局1課等1件（629,686円）見受けられた。

これらの事態は、既存の備品に後付けをするものであったためにそれを別途登録する必要があるとの認識をしていなかったことや、建物の売却に付随して処分したために備品を処分したという認識がなかったことなどによるものであった。

備品の登録が不適切な事態は、市の財産を正確に管理する観点からも適切ではなく、更に、これらの備品の中には、市の決算書類である「財産に関する調書」に記載することとされている重要物品が11件（80,020,712円）含まれていると認められることから、決算書類が正確に表記されていないおそれがある。

表6 備品の登録が不適切な事態（令和5年6月30日現在）（単位：部局、課等、件、円）

区 分	部局	課等	件数	取得価格
台帳に備品を登録していない	1	1	1	2,310,000
処分済みの備品を登録したままにしている	1	2	12	79,439,343
取得していない備品を登録している	1	1	1	629,686
合 計	3	4	14	82,379,029

【事例1 処分済みの備品を登録したままにしているもの】

令和4年度の建物の売却に付随して処分した吸収式冷温水機（37,998,000円）など8件（74,812,300円）の備品について、令和5年11月の監査の時点においても台帳に登録したままとなっていた。

(3) 備品の保管

規則第31条の規定によれば、物品は、常に良好な状態で使用又は処分することができるように保管しなければならないとされている。また、同条第2項各号に掲げる物品（公印、切手、写真機、劇薬、書画等）については、金庫又は堅牢な容器に格納し、特に厳重に保管しなければならないとされている。

そこで、備品がどのように保管されているか、特に書や絵画などの美術品がどのように保管されているかなどについて現地調査において確認したところ、著名な作家（ジャネット・ルールなど）の作品を含む美術品が、湿度や温度の管理がされていない庁舎の旧宿泊室に長期間保管されている事態も見受けられた。

(4) 備品の廃棄

規則第44条第1項及び第2項の規定によれば、物品の使用者は、交付を受けた物品で使用の必要がないもの又は使用することができないものがあるときは、速やかに物品管理者に引き継がなければならない。物品管理者は、当該引き継いだ物品及び物品管理者が保管する物品で使用の必要がないもの又は使用することができないものがあるときは、物品所管換伺書により決定し、会計管理者に返納しなければならないとされている。また、第45条の規定によれば、当該返納された物品について、会計管理者が供用不適と認めるものは、物品不用決定伺書により管財課長に不用の申出をし、当該申出を受けた管財課長は、第46条の規定により、当該物品について不用の決定をした後、売却又は廃棄の処分をしなければならないとされている。

そこで、備品の廃棄の状況について監査したところ、物品管理者への引継ぎや会計管理者への返納手続をすることなく備品を処分している事態が1部局2課等12件（79,439,343円）見受けられた。

(5) 備品の検査

規則第50条の規定によれば、物品管理者は、毎会計年度において1回以上、自己の保管する物品及び帳簿について検査しなければならないとされている。

そこで、備品の登録状況に基づいて監査したところ、元々取得していない監視カメラ（629,686円）を台帳に登録していたり、廃棄処分済みの高所作業車（1,837,500円）を台帳に登録したままになっていたりするにもかかわらず、検査で発見されていない事態が2部局3課等5件（5,256,729円）見受けられた。

これらの事態は、台帳と備品の現物との突合による検査を適切に行っていなかったことなどによると認められる。

2 備品の活用について

(1) 長期間活用していない備品

規則第44条第1項及び第2項の規定によれば、前記のとおり、物品の使用者は、交付を受けた物品で使用の必要がないもの又は使用することができないものがあるときは、速やかに物品管理者に引き継がなければならず、物品管理者は同様に会計管理者に返納しなければならないとされている。

総数768件の備品のうち倉庫等に保管している備品の状況は表7のとおり、令和5年6月30日現在、「直近1年間に使用実績がなく倉庫等に保管中」としているものは5部局14課等32件(52,401,750円)となっている。これらの中には「今後使用することが見込まれるため保管中」として災害等に備えて保管している備品17件(11,433,400円)もあるが、「返納を検討中」1件(957,900円)や「廃棄するのがもったいなくとりあえず保管している」3件(12,829,000円)などが見受けられた。これら備品の多くは高額な機器類であり、長期間保管していた場合には陳腐化したり、仮に売却する場合には価格が逡減したりするおそれがある。

また、「直近1年間に展示実績がなく倉庫等に保管中」としているものは1部局1課等10件(19,400,000円)となっており、全て3年以上前から倉庫等に保管したままとなっている。このうち9件は絵画であり、取得価格が100万円以上のものが7件、最高価格は560万円(矢野雅章「田園萌春」)となっているが、展示スペースがないなどの理由から3年以上展示実績がなく、市民等の目に触れる機会がないままになっており、有効に活用されていないと認められる。

表7 長期間活用していない備品 (令和5年6月30日現在) (単位:部局,課等,件,円)

区 分	部局	課等	件数	取得価格
直近1年間に使用実績がなく倉庫等に保管中	5	14	32	52,401,750
今後使用することが見込まれるため保管中	5	6	17	11,433,400
所管替えを検討中	0	0	0	0
返納を検討中	1	1	1	957,900
廃棄を検討中	2	3	5	9,616,000
廃棄に費用がかかるため保管	2	2	3	4,868,950
補助金等の特定財源で購入しているため保管	0	0	0	0
売却を検討中	0	0	0	0
廃棄するのがもったいなくとりあえず保管している	2	2	3	12,829,000
その他(予備等)	2	2	3	12,696,500
直近1年間に展示実績がなく倉庫等に保管中	1	1	10	19,400,000
一度も展示していない	0	0	0	0
1~2年前から保管中	0	0	0	0
3年以上前から保管中	1	1	10	19,400,000
合 計	5	15	42	71,801,750

(注)部局及び課等の合計は、各区分で重複するものを除いている。

(2) 故障等のため活用していない備品

規則第41条の規定によれば、物品管理者は、物品が破損した場合において修理使用の見込みがあるものについては、直ちに修理の取組をとらなければならないとされている。

総数 768 件の備品のうち故障等している備品 21 件 (23,153,043 円) の対応状況は、表 8 のとおりであり、令和 5 年 6 月 30 日現在、「故障等のため廃棄予定」としているものは 5 部局 8 課等 14 件 (10,690,383 円) となっている。

また、修理や廃棄の予定がなく「故障等のため倉庫等に保管中」としているものは 3 部局 3 課等 6 件 (11,613,210 円) 見受けられ、そのうち 5 件 (10,813,210 円) は 3 年以上前から保管したままとなっている。これら備品は高額な機器類であり、長期間保管していた場合には陳腐化したり、修理部品の製造が中止されて交換できなくなったりするおそれがある。

故障等のため活用していない備品については、規則に基づき、長期間倉庫等に保管することなく、修理や廃棄又は売却等の措置を早期に決定する必要があると認められた。

表 8 故障等のため活用していない備品 (令和 5 年 6 月 30 日現在) (単位: 部局, 課等, 件, 円)

区 分	部局	課等	件数	取得価格
故障等のため修理予定	1	1	1	849,450
故障等のため廃棄予定	5	8	14	10,690,383
故障等のため倉庫等に保管中	3	3	6	11,613,210
1年内前から保管中	0	0	0	0
1～2年前から保管中	1	1	1	800,000
3年以上前から保管中	3	3	5	10,813,210
修理中	0	0	0	0
合 計	5	9	21	23,153,043

(注) 部局及び課等の合計は、各区分で重複するものを除いている。

【事例 2 故障等のため倉庫等に保管中のもの】

同一の物品管理者が所管する A 運動施設及び B 運動施設の備品には、それぞれにプール清掃に使用する自動水中掃除機 (以下「プールクリーナー」という。) の登録があり、A 運動施設のプールクリーナー 1 件 (800,000 円) は、作動させるとクリーナー内の錆が水中に飛散する不具合が発生するとして 2 年ほど前に使用を中止して倉庫で保管し、別の手動のクリーナーにより清掃を実施している。このため A 運動施設では、不具合のあるプールクリーナーを今後使用する予定は、現時点ではないとしている。

一方で、B 運動施設のプールクリーナー 1 件 (748,810 円) は、3 年ほど前に故障し修理も不可能とされたことから倉庫で保管し、その後は手作業でプール清掃を実施するとともに、施設の指定管理者からは買換えの要望が提出されている。

プールクリーナーは高額な備品であることから、A 運動施設のプールクリーナーの修理等を行うことで B 運動施設において有効活用が図られるのであれば、早期に検討する必要があると認められる。

3 まとめ

監査に当たっては、効率的に監査を実施することから取得価格50万円以上の備品768件（1,822,965,009円）及び現地調査をした50万円未満の備品7件（7円）の総数775件（1,822,965,016円）を対象に監査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 規則等に定められた備品整理標識を備品に貼付していない事態
69件 194,962,883円
- (2) 物品台帳に備品を正確に登録していない事態
14件 82,379,029円
- (3) 備品を適切な場所で保管していない事態
7件 7円（現地調査によるもの）
- (4) 物品管理者への引継ぎや会計管理者への返納手続をすることなく備品を処分している事態
12件 79,439,343円
- (5) 年1回以上義務付けられている検査を適正に実施していない事態
5件 5,256,729円
- (6) 備品を長期間活用していない事態
25件 60,368,350円（災害等に備えて保管しているものを除く。）
- (7) 故障等のため活用していない備品を修理等の手続をすることなく長期間倉庫等に保管したままとされている事態
6件 11,613,210円

上記7件の事態を合計すると、重複を含め、138件（434,019,551円）となっており、総数775件（1,822,965,016円）の17%、金額の23%を占めている。

第4 意見

物品は、市が保有する貴重な財産であり、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて有効に活用することが求められている。

しかしながら、各部局等において、備品整理標識を貼付していなかったり、物品台帳に備品を正確に登録していなかったり、適切な場所で保管していなかったりしている事態、また、備品を長期間活用していなかったり、有効に活用していなかったりしている事態は適切ではなく、これらの事態は、備品を適正に管理することについての理解が十分でないことなどによるものと認められた。

については、備品の管理及び活用が適正なものとなるよう、次のとおり意見を述べる。

管財課においては、改めて指導・周知徹底するとともに、監査の対象とならなかった部局課等を含むすべての部局課等は、監査の結果及び意見を参考にするなどして、備品が、より適切かつ有効に活用されるよう取り組まれない。

- 1 備品整理標識の貼付は、備品を適切に管理し、亡失等の事故を未然に防止するためにも確実に実施すること。特に、監査の対象とした取得価格50万円以上の備品については、期限を定めるなどして早急に是正するとともに、その結果を報告されたい。
- 2 備品の登録は、その属すべき分類を明らかにするなどして正確に実施すること。登録が漏れている備品がないか、処分等により存在しない備品が登録されたままとなっていないかなどについても確認や見直しを行うこと。特に、保管場所を変更したり、所管換えを行ったりした場合には、直ちに物品登録の異動を行い確認すること。
- 3 備品の保管は、その種類や用途等に応じて適切な場所で管理・保管すること。特に、美術品については劣化・毀損等を生じないように適切に管理・保管するよう努められたい。
- 4 備品の廃棄は、規則に基づき適切に実施するとともに、不用の決定をした場合には長期間保管することなく速やかに売却又は廃棄等されたい。
- 5 備品の検査は、登録漏れなど不適切な事態を防止するためにも、台帳と備品の現物との突合による検査を年1回以上確実に実施すること。
- 6 長期間活用していない備品については、その状態を定期的に確認するとともに、目的に応じた有効活用を図ること。また、今後とも長期間活用する見込みがないものについては、返納や所管換えによる有効活用や売却等による税外収入の確保についても検討されたい。
- 7 故障している備品については、修理等が可能か否かを速やかに判断して有効活用を図ること。